

タイにおける ICO 規制に関するアップデート

2020 年 12 月 11 日

One Asia Lawyers

フィンテック・ICO プラクティスチーム

1 はじめに

現在、タイにおいて、資金調達手段として Initial Coin Offering¹（以下、「ICO」）が利用される環境が整ってきています。タイにおいても暗号資産の交換・取引が活発化しており、当事務所に寄せられる相談も増加しております。当事務所において、タイの ICO ポータル事業許可の取得支援の経験等を踏まえて、タイにおける ICO 規制の概要とポイントを共有します。

仏暦 2561 年（2018 年）、タイでは暗号資産事業に関する緊急勅令が発布され、2018 年 3 月 13 日に施行されています²（以下、「本勅令」）。本勅令は、暗号資産に関連する活動や事業を監督・監視する目的で制定され、タイ王国証券取引委員会（以下、「SEC」）に本勅令に基づく監督・監視の権限を与えています。

ICO の公募手続については、本勅令第 19 条の規定により、ICO の発行者は、SEC の承認を受けた ICO ポータルサービスプロバイダー（以下、「ICO ポータル」）を通じて公募手続きを行うこと規定されています。

2019 年に、ICO ポータル事業者の第 1 号許可申請があり、SEC の許可を得て運用を開始しております。現時点で、タイにおける ICO ポータル許可事業者は、Longroot (Thailand) Co, Ltd.、T-BOX (Thailand) Co, Ltd.、SE Digital Co, Ltd.、BiTherb Co, Ltd. の 4 社となっており、さらにそのうちの 3 社がすでに運営を開始しています。ただし、タイで実際に承認された ICO プロジェクトは今のところはまだありません。

ICO ポータル事業者の申請が増加しており、一部の事業者が運営を開始したことに加え、SEC や Anti-Money Laundering Office（以下、「AMLO」）など暗号資産取引の透明性を監督する 2

¹ICO とは、新規暗号資産公開を意味します。ICO は「クラウドセール」「トークンセール」「トークンオークション」と呼称されることもあり、企業が暗号資産を発行し、それを購入してもらうことで資金調達を行う、資金調達手段の一種です。これまでは、企業は株式を発行し、IPO（株式の新規上場）を行ってきましたが、株式を上場するためには多くの審査等の相当な労力とコストが生じていましたが、ICO では、比較的少ないコストで、より円滑に資金調達を行うための手段として注目されています。

²「タイにおける暗号資産取引・ICO 規制について」One Asia Lawyers ニュースレター 2018 年版

つの規制当局の知見が蓄積されてきていることから、来年以降、実際の ICO 事案が承認される可能性が高いと考えています。今後、資金調達を希望するタイの小中規模企業の多くが ICO を資金調達の一つの手段として利用していくのではないかと期待しています。

2 ICO ポータルとは何か、その役割

ICO ポータルとは、新規に発行された IOC の募集を円滑に行うための電子システムを提供する事業者を意味します。ICO ポータル事業者は、ICO ポータル事業者としての運営を開始する前に、SEC を監督する財務省から ICO ポータルのライセンスを取得しなければなりません。その申請プロセスについては、後述の「申請プロセス」においてご紹介します。

ICO ポータル事業者の役割には、提供される ICO の特性や発行者の適格性についてデューデリジェンスを実施することや、SEC に対して、ICO 申請書を提出する前に、登録明細書や目論見書案、その他 ICO ポータルを通じて開示される情報の正確性を確保することなどが含まれています。

3 申請プロセス

ICO ポータル事業者として事業を運営するためには、ICO ポータルライセンス（以下、「ライセンス」）を取得しなければならず、ライセンスを取得するためには、SEC に申請書を提出する必要があります。実務上、申請手続は以下のようなステップを踏むことになります。

(1) SEC への問い合わせ

ICO ポータル事業を運営しようとする企業（以下、「事業者」）は、まず SEC に問い合わせを行う必要があります。この問い合わせの後、SEC は事業者のプロジェクトを担当するチームを任命し、事業者に助言を提供したり、場合によっては会議を設定したり、電子メールや電話等でヒアリング等を行い、初期相談を行います。担当チームの選任から相談までには、2~4 週間程度の期間が必要となります。担当チームは、(i)タイでの会社設立などの法律上の資格、事業者の最低資本金、(ii)AMLO などの関連規制機関への照会、(iii)申請書の作成と提出に必要な書類など、一般的な情報やライセンス取得までの流れを事業者に詳細に伝えます。過去の経験上、SEC 担当者の対応やサポート等は、基本的に丁寧で、申請準備に対する障害等は特にありませんでした。

(2) 申請書提出

事業者は SEC の担当チームと協議した後、以下のように実施を含めた申請準備を行います。通常、このプロセスでは、法律の遵守を審査し、事業者の問題を構造化するための法務担当者や、IT システムを運用するための IT 専門家などの専門家から適切なサポートを得る必要があります。なぜなら、SEC の担当者の知識レベルは相当高く、専門家のサポートを得て回答しなければ、対処が難しい場合が多いからです。なお、申請の前段階で相当な体制構築が求められており、初期段階で一定程度の投資が必要になる点には留意が必要です。具体的な内容は次の通りです。

① 法律上の最低要件

(i) タイでの会社設立、(ii) 最低登録資本金 500 万バーツ（約 1700 万円）を満たすための資本の投下、および SEC が要求するその他の条件（規則が要求する事務所や体制の構成等）を満たす必要があります。

② 組織体制

ビジネスモデル、株主構成、会社組織、スタッフの情報など、組織に関連する書類を作成し、組織実態が存在することを説明する必要があります。

③ 必要な方針・体制の整備

方針及び制度については、ICO ポータル事業は SEC の監督下にある暗号資産に関連する事業であり、また AMLO の監督下にある金融機関とみなされるため、方針及び制度の実施は、以下のように SEC 及び AMLO の規制に関連するものとなります。

ア SEC の規制に基づく方針・体制については、募集に関する方針・体制、BCP（事業継続計画）の策定、コンプライアンス体制、コンプライアンス管理、デューデリジェンスポリシーやマニュアル等の作成、運営上必要な方針・体制を整備する必要があります。

イ AMLO の規定に基づく方針・体制については、取引監視、マネーロンダリングのリスク管理、顧客のデューデリジェンス、KYC（顧客確認）制度など、マネーロンダリング対策に関する方針・体制を整備する必要があります。

(3) 審査と監査

申請後、ライセンシーの許可を受けた事業者は、その許可を受けた日から 180 日以内に SEC からの営業許可を受けなければ、営業活動を行うことができません。この営業許可を取得するためには、事業者は SEC 及び AMLO が要求するシステム及び方針を実施し、一般に公開するための準備をしなければなりません。その実施完了後、事業者は SEC 及び AMLO にシステム及び方針の準備ができているかどうかを監査するための立入検査を要求しなければなりません。

SEC 及び AMLO が指定する期日において、監査が行われますが、著者の経験上、2 日間に渡る長丁場の監査ではありましたが、日本の金融庁等との監査のイメージとは異なり、基本的にカジュアルな雰囲気の中、友好的なかたちで進んでいきました。

IT システムと各種ガイドライン等の準備ができている場合、SEC は営業許可書を発行して交付し、営業許可を受けた事業者はその後、営業することができます。しかしながら、IT システムやガイドライン/マニュアル等に修正すべき点があると SEC が判断した場合、SEC は追加または修正すべき点を通知し、事業者は追加または修正したガイドライン等や IT システムを修正し、再度 SEC に提出又は説明を行い、同期限(免許取得日から 180 日)内に再確認して承認を受けなければなりません。

当事務所の経験を踏まえると、完全なライセンス及び営業許可の取得に要する期間については、問い合わせ開始から運用開始までには、全体で 1~2 年程度必要となるのではないかと考えています。

4 ICO ポータル事業運営の重要なポイント

ICO ポータル事業運営上、事業者は以下の点に注意する必要があります。なお、以下は一例となっております。

(1) 資格維持

資格の維持に関して、細かい規定が存在しており、それらの規定を十分に理解する必要があります。例えば、流動資産を 500 万バーツ以下にしないこと、運営システムを法律の要件以下に変更しないこと、法律で禁止されている性質を有する役員を任命しないこと等があります。要件を満たさない、法令に違反等する場合は、SEC の命令により、営業許可の停止または取り消し等の措置を受ける可能性があります。

(2) 責任制限または免除

事業者は投資家との間で、事業者のサービスの提供によって投資家に生じた損害について、責任の制限または免責等の契約を締結してはならないと規定されており、留意が必要です。

(3) データの保管

事業者は、ICO ポータルの運営に関連する情報を、少なくとも 3 年間、保持しなければなりません。2021 年から個人情報保護法の施行もあり、SEC や AMLO もデータの管理について、関心が高く、十分なデータ管理体制を構築する必要があります。

(4) ライセンス料

事業者は SEC に年間 10 万バーツ(約 35 万円)のライセンス料を支払わなければなりません。

(5) SEC への報告

事業者が ICO や ICO 発行者が法律や規制に違反している、またはその可能性があることを発見した場合、当該事業者はそのようなプロジェクトや発行者を指導し、速やかに SEC に報告しなければなりません。

(6) AMLO への報告

事業者は、業務中の指定者の移動及び不審な取引について、少なくとも AMLO に報告するとともに、毎年、報告書を作成し、AMLO に提出する必要があります。

5 最後に

ICO 事業を運営しようとする事業者は、運営を開始する前に SEC に申請書を提出して営業許可を取得しなければならず、申請書を作成するためには、SEC や AMLO の規定に準拠した社内規定やシステムを導入する必要があるため、前述の通り、法律の専門家や IT の専門家などの専門家の支援体制を十分に構築する必要があります。前述の通り、SEC や AMLO の知見レベルは高く、相当な専門性のあるチームを組成することが重要だと考えております。

また、今後、監督当局や ICO ポータル事業者の信頼が高まり、資金調達を希望するタイの小中規模企業の多くが ICO を資金調達の一つ的手段として活用されることを期待しており、引き続き、動向をフォローして参ります。

〈注記〉

本内容に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 本資料は 2020 年 12 月 11 日時点の情報に基づき作成しています。
- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性があります。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

以 上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本

で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers タイ事務所においては、常駐日本人専門家 3 名を含む合計 20 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

<著者紹介>



森 和孝

One Asia Lawyers パートナー弁護士（シンガポールオフィス）／フィンテック・STO チームヘッド, 日本法弁護士／シンガポール外国法弁護士
神戸大学客員教授／日本ブロックチェーン推進協会(BCCC)リーガルアドバイザー

シンガポールに居住し、日系企業の新規事業やスタートアップ、特にフィンテック企業のグローバル展開をサポート。多数のアドバイザーに就任している。オンラインサロン「森小屋」の運営など起業家育成にも力を入れている。



藪本 雄登

One Asia Lawyers タイ事務所代表

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2010 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで 10 年間に渡る駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。



Komkrich Oonatornratanakul（弁護士、タイ法）

One Asia Lawyers タイ事務所
フィンテック・ICO プラクティスチーム

タマサート大学を卒業し、イギリスの Durham University と King's College London にて金融法に関する修士号を取得。タイ大手法律事務所のファイナンスプロジェクトチームにて勤務後、2019 年から One Asia Lawyers タイ事務所、フィンテック・ICO プラクティスチームにて業務を開始。ICO ポータル事業者申請や各種コンプライアンス対応を執り行う。



[Nithiwit Insalee](#) (弁護士、タイ法)

One Asia Lawyers タイ事務所

フィンテック・ICO プラクティスチーム

チュラロンコン大学を卒業し、タイ国内の暗号資産取引所で勤務し、2019年より One Asia Lawyers に移籍。暗号資産取引所での経験を活かして、ICO ポータル事業者申請の支援や暗号資産取引業者や ICO ポータル事業者のコンプライアンス、データ規制対応支援、各種規約の作成、レビュー等を行っています。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

Kazutaka.mori@oneasia.legal (森 和孝)

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)